

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

●評価の視点①：自己点検・評価を定期的実施しているか。

●評価の視点②：受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって学校教育法（同法施行規則）で開示を求めている情報を公表しているか。

内部質保証の方針を下記のように定め、自己点検・評価活動を行っている。

本学は、理念・目的・教育目標を実現するために、学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則に基づき、自己点検評価委員会を常設、策定された長期点検・評価計画のもと、本学の教育研究及び経営管理等の諸活動について、不断に自己点検・評価を実施し、その結果について広く社会に公表する。また、自己点検・評価結果に基づいた改善・改革を推し進めるために、自己点検評価活動のPDCAサイクルを整備し、着実な運用を図る。

① 1994(平成6)7月に制定された「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」

(以下、自己点検・評価規則)により始まった本学の自己点検・評価活動は、1998年度に完成する計画で進められ、1999(平成11)年度末には、「明日に向かって」と題する自己点検・評価報告書が刊行されている。その作業を実施した「自己点検・評価実施委員会」を第1期とし、その後、第2期の委員会は、3年ごとに「自己点検・評価報告書」をまとめるとした規則に基づいて作業を行い、2002(平成14)年度末に「2001/02年自己点検・評価報告書」が刊行された(資料10-1)。

1994(平成6)3月、財団法人大学基準協会の加盟判定を受け、正会員として加盟した本学は、その適格性を会員同士の「相互評価」で確認することとなっていたが、1996(平成8)年度から、同年以降に新規加盟した大学に対して次の相互評価の時期を10年後とすることが決定された。しかし、同決定以前に加盟している本学については、同決定は適用されなかった。上記の経緯から、同決定から10年後にあたる2006(平成18)年には、本学も「相互評価」を受けることが望ましいとの考えから、2005(平成17)年5月1日を「大学基礎データ」の基準日とする「相互評価」を2006(平成18)年に受けることが2003(平成15)年12月教授会および理事会において承認された。

しかしその後、学校教育法の改正(法第63条の3第2項)により2004(平成16)年4月から国公立のすべての大学が、7年以内に一度(学校教育法施行令40条)、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務づけられた。このことを受けて、本学は、正会員(維持会員)として加盟している財団法人大学基準協会(2004年8月31日に評価機関として文部科学大臣より認証)を評価機関として、「認証評価」を受けることを決めたが、2010(平成22)年までに財団法人大学基準協会の「相互評価」すなわち学校教育法上の「認証評価」を受けるべきこととなった。

これらの事情をふまえ、変則的になったものの、本学の第3期自己点検・評価委員会は、自己点検・評価規則に基づき、まず、2004(平成14)年5月1日を「大学基礎データ」の

基準日とする自己点検・評価の作業を2004（平成14）年から2006（平成16）年にかけて実施し、2006（平成16）年10月には、「平成16・17年度 自己点検・評価報告書」を刊行し、その中で提起した改善・改革方策が実行に移された。一方、第3期自己点検・評価委員会は、認証評価機関となった財団法人大学基準協会の「相互評価（認証評価）」を2008（平成20）年に受けるため、財団法人大学基準協会から発表されるガイドラインに沿った点検・評価項目によるさらなる自己点検・評価の実施を提案し、2005（平成17）年3月教授会および理事会の了承を得た。

「武蔵野美術大学自己点検・評価スケジュール（H16～H34）」「武蔵野美術大学自己点検・評価スケジュール（H23～H41）」のとおり、平成41年度までの点検・評価スケジュールを策定しており、奇数期は大学基準協会の定める評価基準に基づき、偶数期には自己点検評価委員会が独自に点検評価項目を設定して自己点検評価活動を実施し、「自己点検・評価報告書」をまとめ、理事長及び学長に提出している（資料10-2、3）。

② 2010（平成23）年6月15日に公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令によって大学が公表すべき教育情報が法令上明確化されたことを受け、関連法規を遵守し、社会に対する説明責任を果たすことを方針とし、教育情報の種類や方法、財務情報、事業計画書、事業報告書等をホームページにて公表している。

公開している情報は下記の通りである。

1教育研究上の基本的な情報

1. 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの各称及び教育研究上の目的
2. 専任教員数
3. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
4. 授業料、入学料そのほかの大学等が徴収する費用

2修学上の情報

1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績
2. 入学者に関する受入方針（アドミッションポリシー）、入学者数、収容定員、在学者数、卒業生数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
3. 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）
4. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別必要単位修得数及び取得可能学位）
5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
6. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
7. 国際的な活動に関連した情報（国際交流の理念、国際交流協定校、協定校との教員・学生交流等の実績、国際交流プロジェクト、訪問教授、国際交流機関への加盟、留学生への対応及び日本人学生の海外派遣等）

また、自己点検・評価活動については、ホームページに以下のとおり公開の意図、方針を明示し、本学の取り組み姿勢を明らかにした。

本学は、教育・研究活動の活性化と質の向上に向けて発展するために、平成6年度より自己点検・評価活動を継続して実施しています。この活動は、教育研究、組織運営及び施設設備の状況について、点検・評価活動を通じて現状を的確に把握し、本学の理念目的、教育目標等と照らし合わせて、伸長すべき点や解決すべき点を確認した上で、改善・改革計画を立て、その実現に向けて大学自らが努力するために行うものです。また、これまで取り組んできた点検・評価活動について、公共性の高い高等教育機関である大学として社会への説明責任を負うものと認識し、報告書を公開しています。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

- 評価の視点①：質保証を積極的に行うための大学の姿勢を明らかにし、学外者の意見聴取、文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項への適切な対処、大学の諸活動における検証と見直しシステムの実行把握、などの内部質保証システムを整備しているか。

自己点検・評価規則に基づき、まず、2004（平成14）年5月1日を「大学基礎データ」の基準日とする自己点検・評価の作業を2004（平成14）年から2006（平成16）年にかけて実施し、2006（平成16）年10月には、「平成16・17年度 自己点検・評価報告書」を刊行し、その中で提起した改善・改革方策が実行に移された。

第3期自己点検・評価委員会では、認証評価機関となった財団法人大学基準協会（以下、大学基準協会）の「相互評価（認証評価）」を2008（平成20）年に受けるため、大学基準協会から発表されるガイドラインに沿った8つの自己点検・評価実務作業委員会を設置し、自己点検・評価の作業プロセスによって、1）基礎データ作成 2）点検・評価 3）報告書作成 4）改善・改革のプレ点検・評価といえるプロセスを実行し、2008（平成20）年3月に2007（平成19）年5月1日を基準日とした点検・報告書ならびに大学基礎データを大学基準協会に提出した。

第4期自己点検・評価委員会は、2008（平成20）年度大学基準協会による初めての認証評価において、大学院に関する事項について勧告・助言等指摘を受けていることなども踏まえ、「大学院」を最重要点検・評価項目として設定し、全大学院生・全専任教員を対象としたアンケートを実施後、点検・評価活動を行い、改善・改革の推進を行っている。学校法人における諮問機関であり議決機関である評議員会にて、卒業生、民間企業役員等の学外有識者から幅広い見識から様々な意見を徴しており、内部質保障システムは確立されていると考える。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

- 評価の視点①：内部質保証システムを適切に機能させているか。

2008（平成20）年度に財団法人大学基準協会に大学評価ならびに認証評価を申請し、その結果、「大学基準に適合している」と認定を受けたが、助言・勧告を受ける結果になった。助言・勧告については下記の通りである。

助言

1 理念・目的

1) 大学の基本理念、建学の精神については、高等教育機関として適切な目的を設定するための判断のよりどころとして明文化がなされていない。これは大学の諸機関・諸活動の目標設定や点検・評価の基軸に関わることであり、早急の対応が望まれる。

2) 研究科または専攻ごとに、人材養成に関する目的や教育研究上の目的などについて学則などに定め公表することになっており、造形研究科ではこの点に関する対応が不十分なので、改善が望まれる。

2 教育研究組織

1) 全組織を総合的・歴史的な見地から捉え、その全体や各部局のあり方や相互関係について整理・把握が十分ではないので、大学の理念・目的に照らし、教育研究活動の位置づけなど、各部局の独自性や機能、長所、不備・改善点の検証など、改善が望まれる。

3 教育内容・方法

(1) 教育課程等

1) 造形研究科修士課程では、課程全体としての教育目標とコースごとの目標との関係の検討、また目標と具体的授業科目編成の整合の実現性についての検討が遅れており、改善が望まれる。

(2) 教育方法等

1) 造形学部では、授業評価の統一的な実施や、学生が教員に相談できる体制を設けるなど、教育方法や教育上の効果の向上につながる組織的な取り組みが望まれる。

2) 造形学部では、作品の展示や教員の口頭指導のみならず、より標準化された成績評価基準を工夫して開発し、あらかじめ学生に明示する必要がある。

3) 造形研究科では、全授業科目を対象とした学生による授業評価が実施されていないため、研究科のFD活動として教育・研究の指導方法の改善に結びつくことにもならないので、組織として取り組むことが望まれる。

4) 造形研究科では、シラバスの記載に精粗があるので改善が望まれる。また、成績判定基準について記載し、あらかじめ学生に明示することが必要である。

(3) 学位授与・課程修了の認定

1) 造形研究科では、学位授与にあたって行われる作品審査、論文審査の合格判定基準を課程ごとにより明確にし、学生に明示する必要がある。

4 学生の受け入れ

1) 造形研究科修士課程における収容定員に対する在籍学生数比率が、美術系大学院としては1.84 と高いので、研究指導の質を実質的に担保する観点から改善が望まれる。

5 研究環境

1) 科学研究費補助金への申請は、美術系大学としての特殊性を考慮しても少ないので、改善が望まれる。

2) 個人研究費の使用による研究成果などの実績報告の提出を、全専任教員に義務化するなどの制度的整備が行われていないことは問題であり、改善が望まれる。

3) 個人研究費については、使途に関する報告書と併せて証憑書類を提出させるなど、研究費としての適正な執行を担保するための方策を講じることが望まれる。

6 教員組織

1) 専任教員の年齢構成において、51～60歳が35.5%、61歳以上が38.3%で、若手教員の割合が少なすぎるので、全体のバランスを保つよう改善にむけた努力が望まれる。

2) 教員の募集・任免・昇格については、「すぐれた業績」という基準では業績審査基準としては曖昧で具体性に欠け適当でないので、改善が望まれる。

7 事務組織

1) 「全学研修会」「国内外研修」「自己啓発研修」など、事務職員の研修機会は設けられているが、その活用の度合いが低く、実効性が弱いという点は、改善が望まれる。

8 施設・設備

1) バリアフリーについての総合的な検討組織がなく、この面での取り組みは遅れている。旧来の建物についてもバリアフリー対策は必須であり、対応が求められる。

9 図書・電子媒体等

1) 美術資料図書館では、学生収容定員に対する閲覧席座席数の割合が5%でかなり不足している状況なので改善が望まれる。

10 管理運営

1) 造形学部については、基本組織としての独立性を確保するにあたって責任体制の明確化が望まれる。また、大学学則は、大学全体に関わる総則であることに鑑み、大学全体、学部、大学院との組織的整合性の観点から、相互関係を明瞭にした整備が望まれる。

2) 大学院では管理運営に関する諸規則、内規などの体系的な成文化が遅れている。個々の規則などの内容吟味も含め、早急に成文化することが望ましい。

11 点検・評価

1) 点検・評価の結果を改善・改革に結びつけていく、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを前提とした制度システムの整備という点では、まだ不十分である。評価結果から実効ある改善・改革を導くための具体的な道筋やシステムを組織として明確にしていくことが求められる。

12 情報公開・説明責任

1) 自己点検・評価の結果について公開することは、経年的・継続的な活動内容について社会に対して報告することであるから、公開の意図や方針なども説明を付した形で明示されるべきである。情報公開に対する大学としての姿勢に改善が望まれる。

2) 情報公開については、対社会的な説明責任の観点を踏まえた対策が出来ていない。大学が、どのような情報を、何のために、どのように、いつ公開すべきかを検討・決定する仕組みが確立されていないことは問題で、改善を要する。

勸告

1 教育内容・方法

(1) 学位授与・課程修了の認定

1) 大学院における研究指導の資格審査を実質的に受けていない学部教員を、博士論文審査委員とすることを制度上可能としている現状は、是正されたい。

2 教員組織

1) 大学院博士後期課程における学位の質保証の観点から、研究指導資格の有無に関する明確な審査基準を整備し、適正に研究指導教員の判定を行うよう、是正されたい。

この2008（平成20）年度認証評価結果を踏まえ、改めて自己点検評価活動のPDCAサイクルを整え、自己点検・評価規則第7条に基づく理事長・学長による改善・改革を進めた（資料10-4）。具体的には、第4期自己点検評価委員会において、緊急性・重要性に鑑み、大学基準協会からの勸告、助言の指摘を受けた項目を中心に改善に向けた検討の方途を理事長・学長に意見具申し、法人・大学業務調整会議において確認の上、理事長、学長は関連事務所管の部長宛改革の指示を発した。その後、2012（平成24）年7月の大学基準協会宛改善報告期限を目途に、毎年度末に各部長から改革の進捗状況を理事長、学長に報告し、法人・大学業務調整会議において改革状況を共有するとともに、理事長及び学長は改革に向けた一層の推進を促した。2012（平成24）年8月に「改善報告書」にまとめ大学基準協会へ提出した。その結果、再度報告を求める事項はないとし、改善に向けた取組みは一定の評価を得た。

第4期自己点検評価委員会は、大学基準協会から大学院に関する事項について勸告・助言等指摘を受けていることなども踏まえ、「大学院」を最重要点検・評価項目として設定し、点検・評価活動を実施した。2011（平成23）年5月には学長諮問により、大学院将来構想委員会が設置された。更に、2012（平成24）年度の全学研修会では、「大学院」をテーマに採り上げ、第4期自己点検・評価委員会の活動、大学院将来構想委員会からの中間答申を踏まえた全学的な検討を計画するなど、改善・改革に向けたPDCAサイクルの着実な運用を図っている。

2. 点検・評価

○基準10の充足状況

別紙資料「大学評価における評価の視点・評価基準等」に基づく評価の視点ごとの評価結果が全てAで、大学基準としての総合評価はSであり、同基準を十分充足している。

①効果が上がっている事項

特になし

②改善すべき事項

法令遵守の観点では情報公開内容において問題はなく、大学WEBサイトTOPページにリンクを設置するなど社会に対する説明責任を果たすことを意識し、公開の意図や方針なども説明を付した形で明示されるようになっている。

しかし、情報公開内容は必要最低限の情報へのリンクを羅列するのみとなっており、また、大学が、どのような情報を、何のために、どのように、いつ公開すべきかを検討・決定する仕組みが確立されていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

特になし

②改善すべき事項

情報公開、内部監査室（IR室）など専従部署の必要性を学内で検討する。

4. 根拠資料

10-1. 学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則

10-2. 武蔵野美術大学自己点検・評価スケジュール（H16～H34）

10-3. 武蔵野美術大学自己点検・評価スケジュール（H23～H41）

10-4. 本学の自己点検・評価活動PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル
本学HP（<http://www.musabi.ac.jp/outline/assets/pcda.pdf>）